

名古屋大学平和憲章の制定

いま、人類がみずから生みだしたものによって絶滅するかもしない
という危機的状況に直面して、われわれ大学人は過去への反省もふまえ
て、いったい何をなすべきか、何をなしうるか、鋭く問われている。

佐々木享

名古屋大学は、今年二月五日（木）、「われわれは、いか
なる理由であれ、戦争を目的とする学問研究と教育には従
わない」旨の文言をふくむ「名古屋大学平和憲章」（全文は
別掲）を全大学構成員の名において制定したことを宣言し
た。

これより前の昨八六年一月八日（土）、名大では四〇〇
余名が参加した全大学人集会で「名古屋大学平和憲章」の
成文確定に成功していた。職組、学生自治会、院生協議
会、日本科学者会議（J.S.A.）名大分会の各代表からなる名
大平和憲章制定実行委は、この憲章を全大学人の行動の規
範とするため、大学構成員——教官、職員、学生、大学院
生、生協職員など一人ひとりに賛同（批准）署名をもとめ
に走りまわった教職員、学生、院生のいくぶん誇らし気で

宣言集会は午後五時に開会した。筆者は所要で二〇分ほど遅れて豊田講堂に向かった。同行する人影の少なさにふとよぎった不安は、講堂の扉を開けたとたんに吹き込んだ。まったく暖房のない冷えきつた講堂は、憲章確定を宣言する歴史的瞬間を自分の目で確かめようという人たちで、すでに半分ほどまっていた。憲章の制定と批准署名

一一日の集会で、各層から選ばれた名大平和憲章起草委員会が構成された。この集会では、文系・理工系の代表的教官をくわえるなどの配慮はあるのに女性委員のないことが問題になり、院協執行委員の田村さんがくわえられた（彼女は後に院協議長になつたので代表委員にもなつた）。起草委員長には小川修三理学部長が就任し、飯島学長は顧問を引き受けた。起草委は精力的に作業をすすめ、七月五日には後日の確定文の倍近い長文の草案を発表した。草案は各層の無数の学習会で検討された。そこで出された多数の修正・補強意見を取り入れて練りあげられた原案が、昨年一月の集会で成文として確定された。

批准署名はいまも続けられている。この憲章の真偽が問

わが国は、軍国主義とファシズムによる侵略戦争への反省と、ヒロシマ・ナガサキの原爆被害をはじめとする悲惨な体験から、戦争と戦力を放棄し、平和のうちに生存する権利を確認して、日本国憲法を制定した。

わが国の大学は、過去の侵略戦争において、戦争を科学的な見地から批判し続けることができなかつた。むしろ大学は、戦争を肯定する學問を生みだし、軍事技術の開発にも深くかかわり、さらに、多くの学生を戦場に送りだした。こうした過去への反省から、戦後、大学は、「真理と平和を希求

名古屋大学平和憲章

する人間の育成」を教育の基本とし、戦争遂行に加担するといふあやまちを二度とくりかえさない決意をかためてきた。

しかし、今日、核軍拡競争は際限なく続けられ、核戦争の危険性が一層高まり、その結果、人類は共滅の危機を迎えてゐる。核兵器をはじめとする非人道的兵器のすみやかな廃絶と全般的な軍縮の推進は、人類共通の課題である。

加えて、節度を欠いた生産活動によつて資源が浪費され、地球的規模での環境破壊や資源の涸渇が問題となつてゐる。しかも、この地球上において、いまなお多くの人々が深刻な

われるのは、むろんこれからである。他大学、新聞論調、投書等では概ね好感をもつて受けとめられている。ただし学外の一部の大学人に、名大だからできたのだという声があると聞いた。「自由闊達で清新な学風」と全構成員自治の考え方を大切にしてきた名大でいち早く結実したという意味では間違つていないが、名大でしかできないという意味なら正しくない。長野県内すべての公立高校で平和宣言を発表している例もある。いまこそ平和をという声は、働きかければ全国に満ちているのを知ることは容易である。その意味で、「名古屋大学の努力は決して孤立したものではありません」というムボー事務総長のことばは核心を衝いている、と私たちは確信している。（名古屋大学職員組合委員長）

力が必要である。

学問研究は、ときの権力や特殊利益の圧力によって曲げられてはならない。社会との協力が平和に寄与するものとなるために、われわれは研究の自主性を尊重し、学問研究をその内的必然性にもとづいておこなう。

学問研究の成果が人類社会全体のものとして正しく利用されるようにするため、学問研究と教育をそのあらゆる段階で公開する。

社会との協力にあたり、大学人の社会的責任の自覚に立ち、各層の相互批判を保障し、学問研究の民主的な体制を形成する。

四、われわれは、平和を希求する広範な人々と共同し、大学人の社会的責務を果たす。

平和のための研究および教育の成果を広く社会に還元することに努める。そして、国民と地域住民の期待に積極的に応えることによって、その研究および教育をさらに発展させる。

科学の国際性を重んじ、平和の実現を求める世界の大学人や広範な人々との交流に努め、国際的な相互理解を深めることを通じて、世界平和の確立に寄与する。

五、この憲章の理念と目標を達成するためには、大学を構成する各層が、それぞれ固有の権利と役割にもとづいて大学自治の形成に寄与するという全構成員自治の原則が不可欠

である。

われわれは、全構成員自治の原則と諸制度をさらに充実させ、発展させる。

われわれは、この憲章を、学問研究および教育をはじめとするあらゆる當みの生きてはたらく規範として確認する。そして、これを誠実に実行することを誓う。

神奈川教科研第五五回研究会案内

とき 四月二四日（金）午後六時～九時

ところ 横浜市菊名地区センター、三階、小会議室

（電話 ○四五一四二一一二二二四）

東横線、菊名駅東口下車、徒歩五分

テーマ バランスのとれた心身発達をめざす幼児教育の試み

報告者 前川吉彦

事務局 横浜市神奈川区三枚町五九〇一一

（電話 ○四五一三八一一七〇六九）

糸岡清一 方

（どなたもお気軽にご出席下さい）

嬉しそうな顔が見える。この寒い講堂に、六時には一二〇

○余名が集つた。

六時一五分。テレビのライトが煌々と照らすなかで、憲章制定実行委員の一人であり起草委員の一人でもある大学院生の田村佳子さん（教育）が登壇、「全構成員の名において」名古屋大学平和憲章が制定されたことを宣言した。割れるような拍手は二分ほど続き、宣言途中の停電というハプニングに動じなかつた田村さんが、眼をうるませてとまどうほどだつた。このあと飯島宗一学長が、「いかに厳しい状況であるうとも、この憲章を一人ひとりの生活と大学の活動のなかに生かして欲しい」と挨拶した。続いて制定実行委員会を代表して河野恭広氏（前名大職組委員長）が、この憲章を大学の管理・運営に生かして欲しいという要望書を学長に手交した。名大平和憲章は大学構成員が自主的に制定・批准したもので、評議会のような公的機関が決定したものではないからである。なお飯島氏は、「大学構成員の一人として」この集会の控えの席で署名した。

集会に寄せられた海外二通、国内三〇通のメッセージ・祝電のなかからユネスコのムボー事務総長のそれを、二宮静子さん（理・職員）が英文のままゆづくり読みあげた。

「あなたの方の平和憲章の主要な目的は、ユネスコの憲章の基本的な目的に合致しています……」という海のかなたからのメッセージを、参会者はうなずきながら聞き入つた。

SDI問題がにわかに具体化し始めるなどの緊張感が強まるなかで、八五年に入ると二月に全学シンポジウムが開かれるなど運動は活発化し、同年一二月一九日には学内四団体代表からなる名大平和憲章制定実行委が結成され、同時に若手を中心に事務局も構成された。以後、全大学人の集いが八六年二月、五月、六月と重ねられ、三回目の六月

の八三年五月、教養部学生大会に反核宣言が提案されたことだつた。大会は成立せず、宣言は陽の目をみなかつた。しかし職員と教官とで構成される職組はこの動きに注目し、八三年一〇月の秋闇方針のなかで、反核宣言よりも枠組みを広げた「平和憲章」（仮称）を制定しようと提言した。田口富久治委員長（法・教授）の時代であつた。提言は学内各層に積極的に受けとめられた。名大に根づいている全構成員自治の考え方を活かそうと、八四年二月二十四日には、職組、院生協議会、学生自治会、JSA名大分会の連名で、名大平和憲章制定の呼びかけが発表された。同年四月には「大学と平和」と題した飯島学長の講演がひらかれた。短期間でできることではない、じっくりと合意をつくり出そうと話し合つてはきたが、その後幾分中だるみの時期が続いた、と制定実行委事務局の人たちはふりかえつていう。

飢餓と貧困にさらされており、地域的および社会的不平等も拡大している。「物質的な豊かさを」そなえるようになったわが国でも、その反面の「心の貧しさ」に深い自戒と反省がせまられている。戦争のない、物質的にも精神的にも豊かで平和な社会の建設が、切に求められている。

今、人類がみずから生みだしたものによつて絶滅するかもしれないという危機的状況に直面して、われわれ大学人は、過去への反省をもふまえて、いつたい何をなすべきか、何をなしうるか、鋭く問われている。

大学は政治的権力や世俗的権威から独立して、人類の立場において学問に専心し、人間の精神と英知になうことによってこそ、最高の学府をもつてみずから任じることができよう。人間を生かし、その未来をひらく可能性が、人間の精神と英知に求められるとすれば、大学は、平和の創造の場として、また人類の未来をきりひらく場として、その任務をすすんで負わなければならない。

われわれは、世界の平和と人類の福祉を志向する学問研究に従い、主体的に学び、平和な社会の建設に貢献する有能な働き手となることをめざす。

名古屋大学は、自由闊達で清新な学風、大学の管理運営への全構成員の自覚的参加と自治、各学問分野の協力と調和ある発展への志向という誇るべき伝統を築いてきた。このようなすぐれた伝統を継承し、発展させるとともに、大学の社会

的責任を深く自覚し、平和の創造に貢献する大学をめざして、ここに名古屋大学平和憲章を全構成員の名において制定する。

一、平和とは何か、戦争とは何かを、自主的で創造的な学問研究によつて科学的に明らかにし、諸科学の調和ある発達と学際的な協力を通じて、平和な未来を建設する方途をみいだすよう努める。

その成果の上に立ち、平和学の開講をはじめ、一般教育と専門教育の両面において平和教育の充実をはかる。

平和に貢献する学問研究と教育をすすめる大学にふさわしい条件を全構成員が共同して充実させ、発展させる。

二、大学は、戦争に加担するといふやまちを二度とくりかえしてはならない。われわれは、いかなる理由であれ、戦争を目的とする学問研究と教育には従わない。

そのため、国内外を問わず、軍関係機関およびこれら機関に所属する者との共同研究をおこなわず、これら機関からの研究資金を受け入れない。また、軍関係機関に所属する者の教育はおこなわない。

三、大学における学問研究は、人間の尊厳が保障される平和で豊かな社会の建設に寄与しなければならない。そのためには、他大学、他の研究機関、行政機関、産業界、地域社会、国際社会など社会を構成する広範な分野との有効な協